# 第10章 健康危機管理体制の構築

### 1 健康危機管理体制

### (1) 現状と課題

- ・近年、大規模災害、新しい感染症、放射線事故、化学物質による災害等、さまざまな健康危機が発生し、行政に求められる対応が多様化・高度化しています。
- ・平成23年3月に発生した東日本大震災や平成30年7月に発生した西日本豪雨災害での経験を 踏まえ、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震発生時に他の地方公共団体や国とも連携 して、情報収集、医療機関との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援及び人材 の受入れ等に関する体制を構築する必要があります。
- ・令和元年12月に中国武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、世界的に流行し、愛媛県では、令和5年5月7日現在、計317,990人の感染者が確認されました。感染が拡大するたびに保健所業務がひつ迫したことから、平時から計画的に必要な準備を進めておくことが重要です。
- ・県においては、「愛媛県健康危機管理要綱」を策定し、「愛媛県健康危機管理マニュアル(基本・感染症・食中毒・毒劇物・飲料水)」を整備するとともに、保健所や衛生環境研究所においても機関ごとの健康危機管理マニュアルを作成し、健康危機管理体制の整備、維持確保に努めています。特に、今後発生が危惧される新型インフルエンザ等の感染症対策については、行動計画を改訂し、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や市町・医療機関・警察・消防・学校・企業等の関係機関との連携強化に努めています。
- ・保健所と管内市町との間で、平時から災害時における具体的な役割分担等を十分に確認して おく必要があります。地域の健康危機管理の拠点である保健所等においては、迅速な対応で 的確な対応が取れるように訓練や研修を行っています。
- ・特に発災当初には、保健と医療との連携が不可欠であるため、保健所は、平時から地域の医師会・医療機関との医療提供体制の整備や関係機関(警察、消防、学校、企業等)と十分な連携・協力関係を構築しておくことが重要です。

### \*健康危機管理

「感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康の安全を 脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、拡大防止、医療の確保に関する業務」 (「愛媛県保健福祉部健康危機管理マニュアル」より抜粋)

### (2) 対策

- ・「愛媛県危機管理計画」や「愛媛県健康危機管理マニュアル」に基づき、危機管理部門や関係機関と緊密に連携し、健康危機の発生に備えるとともに、発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、模擬訓練や図上演習、マニュアルの有効性の検証等を行い、健康危機管理体制の整備・充実に努めます。
- ・健康危機に関する情報の収集に努めるとともに、県民に有用な情報の提供に努めます。
- ・広域的な危機事態が発生した場合、迅速に対応できるよう、平時から市町や医療機関等の関

係機関との情報の共有・連携を強化します。

- ・保健所は、健康危機管理体制の拠点として、定期的な訓練や研修の参加・実施により、有事に迅速に対応できる職員の人材育成と資質向上に努めるとともに必要な機器・機材の整備に努めます。(災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT))
- ・各保健所においては、地域の特性や実情を踏まえた健康危機対処計画(感染症編)を策定し、 平時から感染症拡大時までの計画的な体制整備を推進します。
- ・保健所と市町、医療機関等との平時からの連携体制の強化を通じて、医療提供体制の確保や 保健医療活動チームの調整等、保健所を中心とした災害時調整機能を確保するとともに、危 機発生時における重層的・分野横断的な対応が可能となる体制を構築します。
- ・健康危機発生による被害の回復に当たっては、心のケアやPTSD対策に努めます。
- ・衛生環境研究所は、健康危機への対応と被害の回復に必要な技術情報の提供を行うために、 科学的、技術的な対応の中核機関として機能強化します。

### \*健康危機管理対策の基本

健康危機管理とは、感染症、食中毒、毒劇物、飲料水その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる、健康被害の発生予防、拡大防止、医療の確保に関する業務をいう。

対応すべき健康危機管理事象として想定されるもの

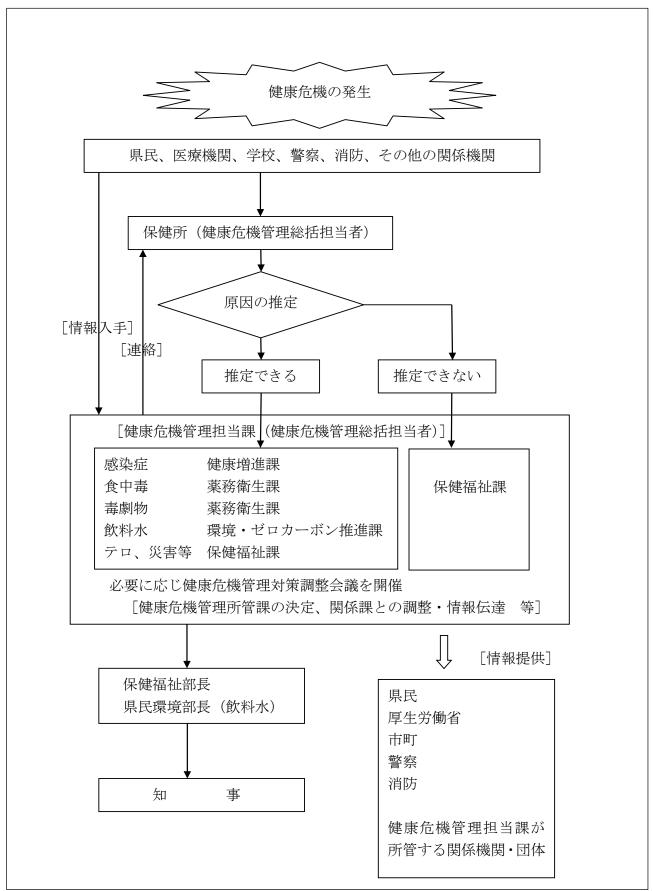
- ① 原因不明の健康危機
- ② 災害有事(地震、台風、津波、火山噴火等)・重大健康危機(生物テロ、SARS、新型インフルエンザ等)
- ③ 医療安全 (医療機関での有害事象等)
- ④ 介護等安全(施設内感染、高齢者虐待等)
- ⑤ 感染症
- ⑥ 精神保健医療(措置入院に関する対応、心のケア等)
- (7) 児童虐待(身体的虐待、精神的虐待、ネグレクト等)
- ⑧ 医薬品医療機器等安全(副作用被害、毒物劇物被害等)
- ⑨ 食品安全(食中毒、医薬品成分を含むいわゆる健康食品等)
- ⑩ 飲料水安全
- ① 生活環境安全(原子力災害、環境汚染等)

### 健康危機管理の基本的な考え方

- ① 健康危機管理対策は、県民の生命と安全の確保を第一に行うこと。
- ② 平常時から健康危機の発生の未然防止と発生時に備えた準備に努めること。
- ③ 健康危機の発生時には、関係職員の情報の共有を図り、迅速かつ適切な対応により健康被害の拡大防止に努めること。
- ④ 県民に対して健康危機に関する情報を適切に提供すること。
- ⑤ 健康危機の状況を正確に把握し、科学的・客観的な評価により判断すること。特に初期対応に当たっては、あらゆる原因の可能性を想定して対応すること。
- ⑥ 情報収集や調査活動等において市町、警察、消防等関係機関と緊密な連携と協力 体制を確保すること。
- ⑦ 健康被害の程度に応じた適切な医療を確保するため、患者、医薬品等の搬送受入 体制の整備に努めること。
- ⑧ 健康被害に関する情報の取扱い又は援助の実施に当たってはプライバシーへの配慮を十分に行うこと。

(愛媛県健康危機管理マニュアルから抜粋)

# 健康危機発生情報の連絡図



「愛媛県健康危機管理マニュアル(令和5年4月1日時点)」から抜粋

### 2 医薬品等の安全対策

### (1) 医薬品等の安全対策

### ①現状と課題

- ・医薬品等の安全性、有効性及び品質の確保のためには、製造販売業者における品質管理及び製造販売後安全管理の徹底と製造業者における製造管理及び品質管理の徹底が重要であることから、薬事監視員による立入検査等監視指導を行っています。
- ・薬局、医薬品販売業においては、薬剤師等による医薬品の適正な管理と消費者への的確な 情報提供が求められます。これらの適正な実現を図るために、保健所の薬事監視員による 監視指導を実施しています。
- ・一般用医薬品の販売については、リスクに応じて3分類され、その分類ごとに専門家が情報提供や相談応需をする体制となっています。県においても、様々な機会を通じて、県民に対して医薬品の正しい使い方について普及啓発を行っています。
- ・医薬品等製造販売業者及び医療機関・薬局等は、医薬品・医療機器の副作用等に係る情報の収集及び国への報告が義務付けられています。県においては、国が発行する「医薬品・医療機器等安全性情報」等の情報を正確かつ迅速に医療機関等へ提供するよう努めています。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)については、先発医薬品と同一量の有効成分を含み同等の効果がある一方、薬価が低く設定されるので、医療費を低く抑えることができ、患者の負担も少なくなることから、国では、令和3年6月の閣議決定において、2023年度末までに使用割合を80%以上とする目標を定め、後発医薬品の使用促進に積極的に取り組んでいます。これを受けて、県においても、関係機関と連携して後発医薬品の使用推進を図っています。
- ・覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等による健康被害や事件が全国的に発生していることなどから、薬物乱用防止の意識啓発と不正薬物等の流通防止に取り組み、薬物乱用を許さない社会づくりを目指して活動を継続強化する必要があります。

### **②対策**

- ・医薬品等の安全性、有効性及び品質を確保するため、GMP等の専門知識を有する薬事監視員を養成し、医薬品等製造販売業者及び製造業者に対する監視指導の充実強化に努めるとともに、薬局、医薬品販売業者に対し、消費者への医薬品のリスクに応じた適正な情報提供が行われるよう、監視指導を強化します。
- ・県のホームページや関係機関の発行する医薬品情報等を活用し、医薬品等の副作用や適正 使用に関する情報を、県民及び医療機関等へ正確かつ迅速に提供するよう努めます。
- ・関係機関と連携して、麻薬・覚醒剤乱用防止運動や啓発活動に努めるとともに、麻薬業務 所等に対する監視指導の一層の充実を図ります。

### (2) 毒物・劇物事故対策

### ①現状と課題

・毒物・劇物はあらゆる分野で利用されており、取扱いを誤ると重大な事故の発生につながったり、テロや武力攻撃を受けた場合には、人の健康又は生活環境に多大な危害を及ぼし

たりすることが予想されるため、これら事故等の初期段階における応急措置と適切な医療 及び原因物質の早急な究明が重要です。

・毒物・劇物による事故又は危害を未然に防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者 等に対し監視指導や講習会を実施し、適正な保管管理・取扱い等事故防止対策の徹底を図 る必要があります。

## ②対策

- ・毒物・劇物の事故等の発生時に速やかに対応するため、警察署、消防機関、医療機関及び 行政機関等が連携した緊急連絡体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携により解 毒剤の在庫状況の把握等を行い適切な情報を提供します。
- ・毒物・劇物による事故等の発生を防止するため、毒物劇物営業者等の施設・店舗への立入 検査や毒物・劇物の運搬車両の指導・取締り、農薬危害防止運動等を実施し、毒物・劇物 の適正な保管や取扱い等に関する管理の徹底を図ります。
- ・毒物・劇物の事故発生時における二次災害を防止するため、簡易測定キット等を各保健所 に配備し、緊急時に消防機関等に協力できるよう体制を整えます。

# 3 食品の安全衛生

### (1)食品の安全衛生

### ①現状と課題

- ・食品の生産・加工(製造)・流通及び消費の全ての段階で、関係部局が一元的に取り組める 庁内体制として「えひめ食の安全・安心推進本部」を設置して、「愛媛県食の安全安心推進 条例」及び「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」に基づき、食の安全安心に関する 施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- ・食品営業者は、施設ごとに食品衛生責任者(一部業種においては食品衛生管理者)を設置 し、自主的な衛生管理の向上に努めています。
- ・県下5保健所に食品衛生監視機動班を設置し、食品営業施設の監視指導や流通する食品の 抜き取り検査を行っています。
- ・食肉衛生検査センターにおいて、食肉・食鳥肉の安全確保を図るため、と畜場法・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく検査を実施しています。
- ・食品衛生協会では食品衛生指導員を設置して巡回指導を行っています。
- ・食品の製造・加工・流通形態の多様化に伴い、従来とは異なった食品衛生対策が必要となっています。

### 2)対策

- ・食中毒や不良食品の回収情報等をホームページやメールマガジン等で情報提供することにより、食品による健康被害の拡大防止を図ります。
- ・食品衛生法の改正により、原則全ての食品等事業者に義務化された国際標準の衛生管理手法である「HACCP(ハサップ)」に沿った衛生管理の適切な運用を支援し、食品関係営業者の自主衛生管理の推進を図ります。

### (2) 食中毒防止対策

### ①現状と課題

- ・カンピロバクターやノロウイルス等、わずかな量の病原体の感染で発症する食中毒の事例 が県内で発生しています。
- ・近年、全国的に加熱不十分な鶏肉を原因としたカンピロバクターによる食中毒の事例が多 発しており、注意喚起が必要です。
- ・腸管出血性大腸菌やノロウイルス等、食中毒の原因であるとともに感染症の原因でもある 病原体による有症者の発生事案が全国的に多発しています。
- ・同一病原体による有症者が、複数自治体にまたがる広域で同時に多発する事案が発生して います。

### 2)対策

- ・県内の広域で危害が発生した際に迅速に対応できるよう、保健所間の食品衛生監視機動班 の協力体制を強化します。
- ・高度化、専門化する食品製造現場に対応するため、食品衛生監視員の資質の向上に努めます。
- ・食品営業者による自主衛生管理の徹底を推進します。
- ・正確、迅速な情報収集を行うとともに、情報を積極的に開示します。
- ・食中毒、感染症双方が疑われる事案については、食品衛生担当と感染症担当が共同で調査、 対応します。
- ・複数自治体にまたがる広域で危害が発生した際には、厚生労働省及び関係自治体間で必要 な情報の共有を行い、連携して対応します。

### 4 生活環境衛生対策

#### (1) 生活衛生対策

### ①現状と課題

- ・県民の日常生活に密接かつ不可欠な生活衛生関係営業施設の衛生水準の確保は、今後とも 徹底していく必要があります。
- ・近年の生活様式の変化や消費者ニーズの多様化に伴う従来と異なる形態の営業や営業施設 の出現に対応した衛生水準の確保を図る必要があります。
- ・生活衛生関係営業者の多くは中小零細事業者であり、今後とも経営の健全化に努める必要があります。
- ・一度に多くの人が利用する特定建築物や入浴施設においては、特に衛生的な環境を確保する必要があります。

#### ②対策

- ・生活衛生関係営業施設に対する計画的、効率的な監視と生活衛生関係営業者の組織の自主 的活動の促進に努めます。
- ・新形態の営業・施設についての情報収集と必要な指導を行います。
- ・生活衛生関係営業者の経営の健全化を図るため、円滑な経営指導や情報提供を行えるよう

生活衛生関係営業団体の育成指導に努めます。

・特定建築物、公衆浴場等の多数集合施設に対する立入調査と適正指導に努めます。

### (2)飲料水の確保

### ①現状と課題

- ・既設の水道についても、老朽化した小規模な水道が多く経営基盤が弱いことから、施設の 運営体制を強化し、経営の広域化・合理化を図るため、水道事業の統廃合が必要です。
- ・水道は、県民の生活に必要不可欠なライフラインであるため、山間部等に残る水道未普及 地域の解消とともに、大規模災害に備えて、水道施設の耐震化、強靭化を計画的に進める 必要があります。
- ・水道原水の水質の悪化並びにクリプトスポリジウム等耐塩素性微生物等に対応した浄水の 高度化を図り、安全で安定した生活用水の供給が求められています。

### ②対策

- ・適切な資産管理、市町間の広域連携による部材の共同調達、官民連携による民間事業者の 技術力の活用を図ることで、水道事業の基盤強化し、飲料水の安定供給に努めます。
- ・市町の実施する水道施設整備に対する国交付金補助による耐震化、強靭化を促進します。
- ・飲料水の衛生を確保するため、水道施設の巡回指導等を通じて、水道事業者に対し、水道 施設の高度化整備と適正管理、水質検査の徹底を図ります。

### (3) 環境汚染対策

#### ①現状と課題

- ・大気汚染、水質汚濁、土壌などの生活環境は、これまでの公害防止対策や発生源に対する 規制などにより、環境基準の達成率や規制基準の遵守状況は大きく改善が図られ、現在は おおむね良好な状況ですが、なお環境基準を達成していない項目や地域があります。
- ・近年の水質環境基準達成率は、海域で70~90%台、河川で80~90%台で推移しています。
- ・また、下水道や合併処理浄化槽等で生活排水を処理している汚水処理人口普及率が令和4年度末で83.0%(全国40位)であることから、引き続き生活排水対策が必要です。
- ・ダイオキシン類や PFAS 等の残留性有機汚染物質については、難分解性、生物蓄積性、長距 離移動性という特性を有することから引き続き、発生源や環境実態の把握が必要です。

#### 2)対策

- ・工場・事業場への立入検査による適正な指導等を通じて、安全で快適な生活環境の保全に 努めます。
- ・生活排水処理施設の効率的、計画的な整備を促進するなど、生活排水対策を推進します。
- ・有害化学物質の管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、科学 的な環境リスクの評価や情報提供に努めます。

### 5 その他の健康危機管理対策

### (1) 児童虐待対策

### ①現状と課題

・全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、平成2年度の調査開始以来、連続で過去最多を更新しており、県内でも面前DVに係る警察からの通告、県民や関係者の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告の増加等により、平成24年以降大幅に増加しています。児童虐待は、子どもの心や身体に深い傷を与えるばかりでなく、命を奪うことにもなりかねない重大な問題であり、児童相談所を中核に市町や関係機関等と緊密な連携のもと、地域全体で発生予防から早期発見・早期対応、さらには自立に向けた支援に取り組むことが重要です。

### 〔児童相談所における児童虐待相談対応の状況〕

| 年度      | H24     | Н25     | H29      | R3       | R4       |
|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 県内児童相談所 | 379     | 565     | 726      | 1, 406   | 1, 737   |
| 市町      | 254     | 267     | 580      | 1, 208   | 1, 399   |
| 全国児童相談所 | 66, 701 | 73, 802 | 133, 778 | 207, 660 | 219, 170 |

- ・被虐待児の約4割が学齢期前児童であり、虐待者は実父母が約9割を占めています。子どもの命が奪われるなど重大な事件に発展する場合もあり、0日ないし0歳の子どもの虐待死亡事案を防止するため、令和6年4月施行の改正児童福祉法により妊娠期から支援を必要とする妊婦の早期把握と切れ目のない支援を行う妊産婦等生活援助事業が制度化されました。
- ・支援を要する妊婦や児童を発見しやすい医療機関や学校等が、市町への情報提供を通じて、 必要な支援につなげていくことが必要であり、要支援児童等の情報提供に係る保健・医療・ 福祉・教育等の連携を一層推進することが求められています。
- ・令和元年改正児童福祉法により、児童福祉司の業務量を踏まえた配置標準の更なる見直しが行われたほか、令和4月12月に策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、児童福祉司や児童心理司の増員目標が定められるなど児童相談所の更なる体制強化に取り組むことが示されました。
- ・保健所や医療機関、学校等は、市町が設置運営する要保護児童対策地域協議会に積極的に 参加し、関係機関が連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に取り組むこと が重要です。
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の無料化(令和元年12月)に加え、子育てや親子関係の悩みについて子どもや保護者が相談できる「親子のための相談LINE」の開設(令和5年2月)のほか、子どもへの体罰禁止が法定化される(令和2年4月施行)など、児童虐待防止対策の抜本的強化が図られており、更なる周知に努め、県民や関係機関の理解をより一層深めていく必要があります。

### ②対策

### [発生予防·早期発見]

- ・これまでの乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業に加え、令和6年4月から制度化される子育て世帯訪問支援事業の実施など、市町の地域子ども・子育支援事業の種類・量・質の充実を積極的に支援し、地域母子保健事業との連携により、子育て家庭の孤立化と虐待の防止に努めます。(「第9章3母子保健福祉対策」参照)
- ・市町における「こども家庭センター」の設置を推進するため、情報提供や助言等の支援を 行います。
- ・毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」の展開等、啓発活動による虐待を許さない社会づくりと体罰によらない子育てを推進します。

### [早期発見·早期対応]

- ・国の新プランに対応して児童福祉司等を計画的に配置するとともに、弁護士による支援体制の充実や精神科医等との連携を促進し、児童相談所の体制強化と専門性の向上を図ります。
- ・子ども虐待対応組織を有する病院と対応経験の少ない病院・診療所等の医療機関間の相談・ 連携体制を強化し、地域における子ども虐待診療の対応力の向上を図ります。
- ・児童支援コーディネーターの派遣や担当職員を対象とした研修の充実により、市町の要保護児童対策地域協議会の機能強化を積極的に支援するとともに、「市町要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」を活用するなどして、児童相談所を中核に市町、保健所、福祉事務所、警察、学校、医療機関等の関係機関との連携のもと、子どもを守る地域ネットワーク活動を展開し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

### [保護·自立支援]

- ・小規模グループケア等の施設の小規模化・地域分散化を推進するとともに、心理療法担当 職員や自立支援担当職員等の配置等、施設の専門的ケアの充実・機能強化を図ります。
- ・児童心理司や精神科医等によるカウンセリングの実施等保護者に対する助言・指導を通して親子関係の再構築を支援します。
- ・啓発活動による虐待を許さない社会づくりと体罰によらない子育てを推進するなど、児童 虐待の再発防止に努めます。

#### (2) 高齢者虐待対策

#### ①現状と課題

- ・高齢者虐待防止法の趣旨の浸透や相談・通報窓口の定着により、相談・通報件数は増加傾 向にあり、虐待件数も高止まりの状況にあります。
  - 潜在化してしまいがちな高齢者虐待を見過ごすことのないよう、対応人材の育成や市町の 取組みの支援、関係機関との連携に一層努めていかなければなりません。
- ・養護者による虐待は、介護者の疲れやストレス、経済的困窮等が発生要因であることなど から、介護者が一人で抱えて孤立しないよう、周りのサポートや介護サービスの上手な利 用で負担を軽減することが必要です。

また、認知症による言動の混乱も高齢者虐待の要因になっており、認知症に対する正しい 理解と対応、認知症になっても暮らしやすい地域づくりが重要です。 ・養介護施設従事者等による虐待については、組織全体で高齢者の尊厳を保持し、虐待を未然に防止する予防的取組みが大切です。ついやってしまった些細な権利侵害の蓄積が虐待に発展することもあります。日々の業務で不安なことがあったり不適切なケアが発生したときに、すぐに相談や話し合いができること、介護サービス相談員の受入れ、第三者委員会等による苦情対応等、風通しのよい職場づくりにより虐待を防ぐことができます。また、利用者やその家族から養介護施設従事者等へのハラスメントへの対応に努め、ストレスを軽減することも重要です。

#### [高齢者虐待の状況]

|                           |                   | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 | R2 年度 | R3 年度 |
|---------------------------|-------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 養介護施設従事者<br>等による高齢者虐<br>待 | 県・市町への相談・<br>通報件数 | 15     | 18     | 19    | 15    | 34    |
|                           | 虐待の事実が認め<br>られた件数 | 4      | 7      | 8     | 4     | 13    |
| 養護者による高齢<br>者虐待           | 市町への相談・通報件数       | 256    | 250    | 230   | 214   | 256   |
|                           | 虐待の事実が認め<br>られた件数 | 116    | 125    | 92    | 97    | 117   |

#### **②対策**

- ・高齢者虐待の発生予防・早期発見のため、高齢者虐待相談等窓口の設置及び周知、高齢者 虐待に関する知識・理解の普及啓発、認知症高齢者やその介護方法等に関する知識・理解 の普及、通報(努力)義務の周知等の市町等の取組みを支援します。
- ・虐待が起こる背景として、身体的、精神的、社会的、経済的要因等、様々な問題があるものと考えられることから、各関係機関等との有機的な連携・協力体制や地域における高齢者の問題解決に向けて支援するネットワークを構築する市町等の取組みを支援します。
- ・市町の高齢者虐待対応職員をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等 の職員に対する研修等に取り組み、専門的人材の確保及び資質の向上を図ります。

### (3) 障がい者虐待対策

### ①現状と課題

- ・平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が成立し、平成24年10月に施行され、市町に、家庭、施設、職場における障がい者虐待の通報・届出の受理を行う「市町障がい者虐待防止センター」を、県に、職場における障がい者虐待の通報・届出の受理を行う「愛媛県障がい者権利擁護センター」を設置しました。
- ・障がい者虐待は、特定の人や家庭・場所に限らず、どこででも起こる可能性があり、虐待 している人に、虐待をしている認識がない場合や虐待を受けている障がい者が虐待だと認 識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

- ・障がい者虐待の未然防止や早期発見のために、一般県民への法制度の浸透を図るとともに、 市町、関係機関との協力体制を整備し、さらには、障がい福祉サービス事業所等の従事者 等の資質の向上を図る必要があります。
- ・障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供など、障がい者差別を解消するための措置等を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月に施行され、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととされています。

### ②対策

- ・障がい者虐待の未然防止・早期発見のため、障がい者虐待に関する相談や通報等の窓口の 周知を図るとともに、定期的にセミナー等を実施し、障がい者虐待に関する知識・理解の 普及啓発に努めます。
- ・虐待が起こる背景として、身体的、精神的、社会的、経済的な諸問題があるものと考えられることから、「愛媛県障がい者権利擁護関係機関連携会議」において各関係機関等との有機的な連携・協力体制や地域における障がい者の問題解決に向けて支援体制を構築します。
- ・市町の障がい者虐待対応職員をはじめとして、障がい福祉サービス事業所、関係団体、関係機関等の職員に対する研修等に取り組み、専門的人材の確保及び資質の向上を図ります。